

# 第80期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月23日（火曜日）  
午前10時（午前9時開場）

場所

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
経団連会館  
8階当社大会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会につきまして、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。なお、本株主総会の運営につきましては、当社ホームページ（<https://sfc.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

※本株主総会はお土産の配布及び飲食等の提供を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



筑波研究所 新研究棟（木造）

## 目次

■ 第80期定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使のご案内	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役8名選任の件	7
第4号議案 監査役2名選任の件	13
第5号議案 取締役賞与支給の件	14
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	38
■ 計算書類	40
■ 監査報告書	42

- 本招集ご通知に添付しています事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://sfc.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
  - ①事業報告 : 「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
  - ②連結計算書類 : 「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ③計算書類 : 「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://sfc.jp/>) への掲載によりお知らせいたします。

証券コード 1911  
2020年6月5日

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
**住友林業株式会社**  
取締役社長 光吉 敏郎

## 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁及び3頁のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日時	2020年6月23日（火曜日）午前10時
場所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 8階当社大会議室
報告事項	1. 第80期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、 連結計算書類及び計算書類報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第80期連結計算書類監査結果報告の件
会議の 目的事項	決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 第5号議案 取締役賞与支給の件

以 上

# 議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、極力、以下の書面又は電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。なお、株主総会にご出席いただく場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 書面（郵送）

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



行使期限

2020年6月22日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 電磁的方法（インターネット等）

1. インターネットによる議決権行使について  
パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、賛否をご登録ください（詳細は次頁をご覧ください）。
2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて  
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合に限り、同社が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。



行使期限

2020年6月22日（月曜日）  
午後5時30分まで

## 議決権行使に関する決定事項

- (1)電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2)書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

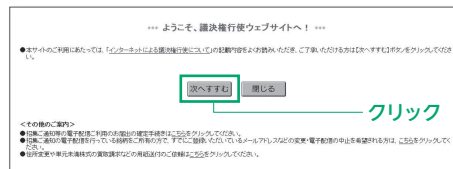
## インターネットによる議決権行使について

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へ進む」をクリックしてください。

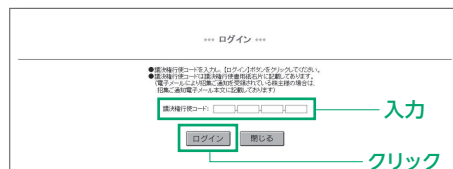
議決権行使ウェブサイト

▶▶▶ <https://www.web54.net>



### 2 ログインする

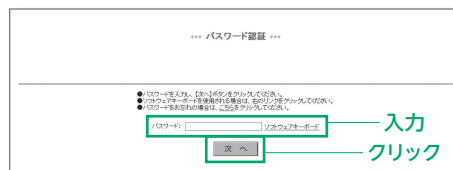
同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



### 3 パスワードの入力

同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力いただき、「次へ」をクリックしてください。

以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

※/パソコン又はスマートフォンによる議決権行使につきましては、インターネット環境によってはご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使につきましては、携帯電話の機種等によってはご利用いただけない場合もございますので、ご了承ください。

## インターネットによる議決権行使に関するご照会

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル 0120-652-031 (午前9時～午後9時)  
〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

以上

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フロー等のバランスを総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

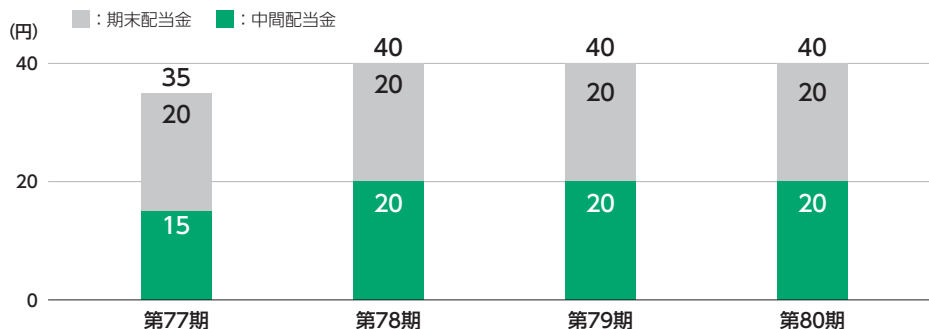
### 1. 期末配当に関する事項

当期末の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元を継続的かつ安定的に実施するという基本方針を踏まえ、当期業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期中間配当と当期末配当の合計額は、1株につき40円となります。

1	<b>配当財産の種類</b> ▶ 金銭
2	<b>株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額</b> ▶ 当社普通株式1株につき 20円 ▶ 総額 3,649,313,560円
3	<b>剰余金の配当が効力を生じる日</b> ▶ 2020年6月24日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおり、別途積立金の積み立てをいたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
 別途積立金 117,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
 繰越利益剰余金 117,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、経営情報の適時・的確な開示による更なる経営の透明性の向上を図るため、グループ内で決算期を統一し、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、定款第14条（招集の時期）、第15条（定時株主総会の基準日）、第39条（事業年度）及び第41条（中間配当）に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第81期事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしたく、定款第22条（任期）に所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第14条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。 前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。	第14条（招集の時期） 当会社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集する。 前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。
第15条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。	第15条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とする。
第16条～第21条 [省 略]	第16条～第21条 [現行どおり]
第22条（任期） 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。	第22条（任期） 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 [削 除]

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条～第38条 [省 略]</p> <p>第39条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>第40条 [省 略]</p> <p>第41条 (中間配当) 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第42条 [省 略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>第23条～第38条 [現行どおり]</p> <p>第39条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年1月1日より12月31日までとする。</p> <p>第40条 [現行どおり]</p> <p>第41条 (中間配当) 当社は取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第42条 [現行どおり]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 第39条の規定にかかわらず、第81期事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月とする。</p> <p><u>第2条</u> 第41条の規定にかかわらず、第81期事業年度の中間配当の基準日は、2020年9月30日とする。</p> <p><u>第3条</u> 前二条及び本条は、第81期事業年度の終了をもって、これを削除する。</p>



### 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）の任期が満了となります。つきましては、経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役を2名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の地位	
1	いち かわ あきら 市川 晃	代表取締役 取締役会長	再任
2	みつ よし とし ろう 光吉 敏 郎	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	再任
3	ささ べ しげる 笹部 茂	代表取締役 執行役員副社長	再任
4	さ とう たつる 佐藤 建	代表取締役 執行役員副社長	再任
5	かわ た たつ み 川田 辰己	取締役 常務執行役員	再任
6	かわ むら あつし 川村 篤	常務執行役員	新任
7	ひら かわ じゅん こ 平川 純子	取締役	再任 社外 独立役員
8	やま した いずみ 山下 泉	取締役	再任 社外 独立役員



候補者  
番号

1

いち かわ あきら  
市川 晃

(1954年11月12日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2010年4月	代表取締役(現任)
2007年6月	執行役員		取締役社長
2008年6月	取締役 常務執行役員		執行役員社長
		2020年4月	取締役会長(現任)

所有する当社株式数  
69,500株

取締役会への出席状況  
15回/15回

取締役候補者とした理由

市川 晃氏は、2010年より取締役社長として当社グループの経営を担い、本年4月より取締役会長を務めており、企業経営者としての豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者  
番号

2

みつ よし とし ろう  
光吉 敏郎

(1962年5月23日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2018年4月	専務執行役員
2010年6月	執行役員		住宅・建築事業本部長 委嘱
2011年4月	常務執行役員		
2014年6月	取締役	2020年4月	代表取締役(現任)
2015年4月	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長		取締役社長(現任) 執行役員社長(現任)
2017年4月	住宅事業本部長 委嘱		

所有する当社株式数  
12,700株

取締役会への出席状況  
15回/15回

取締役候補者とした理由

光吉敏郎氏は、海外事業本部長及び住宅・建築事業本部長等を歴任した後、本年4月より取締役社長を務めており、当社グループ事業全般に関する豊富な知見と経営実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



- 所有する当社株式数  
36,921株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回

候補者  
番号

3

さ さ  
笹 部

再任

しげる  
茂

(1954年2月28日生)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2016年4月	代表取締役(現任)
2008年6月	執行役員		執行役員副社長(現任)
2010年4月	常務執行役員	2018年4月	海外住宅・不動産事業本部長 委嘱
2010年6月	取締役	2020年4月	木材建材事業本部長 委嘱 (現任)
2014年4月	専務執行役員 海外事業本部長 委嘱		

[担当]

資源環境事業本部 管掌

## 取締役候補者とした理由

笹部 茂氏は、2010年に取締役役に就任し、生活サービス本部長及び海外住宅・不動産事業本部長等を歴任した後、現在は執行役員副社長 木材建材事業本部長を務めており、当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



- 所有する当社株式数  
31,000株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回

候補者  
番号

4

さ とう  
佐 藤

再任

たつる  
建

(1955年12月14日生)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2016年4月	専務執行役員
2012年6月	執行役員	2018年4月	代表取締役(現任) 執行役員副社長(現任)
2013年4月	常務執行役員		
2013年6月	取締役		

[担当]

生活サービス本部 管掌  
総務・秘書・渉外・人事・ITソリューション・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当

[重要な兼職の状況]

株式会社熊谷組 監査役

## 取締役候補者とした理由

佐藤 建氏は、2013年に取締役役に就任し、総務・人事等の担当執行役員を歴任、現在は執行役員副社長を務めており、当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

## 株主総会参考書類



候補者  
番号

5

かわ た たつ み  
川田 辰己

(1962年10月4日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2017年4月	常務執行役員（現任）
2014年4月	経営企画部長		経営企画部長 委嘱
2016年6月	執行役員 経営企画部長 委嘱	2018年4月	常務執行役員
		2018年6月	取締役（現任）

[担当]

住宅・建築事業本部 管掌  
経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・サステナビリティ推進 担当

所有する当社株式数

7,800株

取締役会への出席状況

15回/15回

### 取締役候補者とした理由

川田辰己氏は、人事部長、経営企画部長等を歴任した後、2018年に取締役就任し、現在は常務執行役員を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者  
番号

6

かわ むら あつし  
川村 篤

(1965年2月24日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2017年4月	常務執行役員（現任）
2014年4月	海外事業本部 海外住宅・不動産部長	2018年4月	海外住宅・不動産事業本部 副本部長 委嘱
2016年4月	海外事業本部副本部長	2020年4月	海外住宅・不動産事業本部長 委嘱（現任）
2016年6月	執行役員 海外事業本部副本部長 委嘱		

所有する当社株式数

13,100株

### 取締役候補者とした理由

川村 篤氏は、海外住宅・不動産部長、海外事業本部副本部長等を歴任した後、2016年に執行役員に就任し、現在は常務執行役員・海外住宅・不動産事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

ひら かわ じゅん こ  
平川純子

(1947年10月9日生)

再任

社外

独立役員

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	弁護士登録	2003年2月	シティユーワ法律事務所
1979年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録		パートナー (現任)
1983年10月	湯浅・原法律特許事務所 パートナー	2012年6月	当社社外監査役
		2014年6月	当社社外取締役 (現任)
1997年7月	平川・佐藤・小林法律事務所 (現 シティユーワ法律事務所) 設立 同事務所 パートナー		

## [重要な兼職の状況]

弁護士  
株式会社東京金融取引所 社外取締役  
日立建機株式会社 社外取締役

- 所有する当社株式数  
0株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回

## 社外取締役候補者とした理由

平川純子氏は、弁護士として国内外における企業法務の実務に精通しており、専門的見地から経営全般に対して提言するなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

## 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 平川純子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、平川純子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 平川純子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、同氏は、2012年6月から2014年6月までの間、当社の社外監査役でありました。
4. 当社は平川純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

## 株主総会参考書類



候補者  
番号

8

やま した いずみ  
山下 泉

(1948年2月1日生)

再任

社外

独立役員

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年7月	日本銀行 入行	2012年6月	同社 取締役兼代表執行役会長
1998年4月	同行 金融市場局長	2013年6月	同社 取締役兼代表執行役会長
2002年3月	アクセンチュア株式会社 金融営業本部長		退任
2003年4月	日本郵政公社 常務理事	2016年6月	当社社外取締役 (現任)
2005年4月	同公社 総裁代理		
2007年10月	株式会社かんぽ生命保険 取締役兼代表執行役社長		

### [重要な兼職の状況]

株式会社イオン銀行 社外取締役

- 所有する当社株式数  
0株
- 取締役会への出席状況  
15回/15回

### 社外取締役候補者とした理由

山下 泉氏は、金融業界における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識を有しており、経営全般に対して提言するなど、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

### 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 山下 泉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、山下 泉氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 山下 泉氏が社外取締役として在任している株式会社イオン銀行は、新規カードの入会促進施策に関し、2020年3月24日に消費者庁より、景品表示法第5条第2号に規定する不当な表示を行っていたとして、措置命令を受けました。同氏は、本件が判明するまではその事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守の観点から指摘、意見を述べていました。また、本件判明後は、法令遵守の更なる徹底及び再発防止策の策定につき積極的な提言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
4. 山下 泉氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。
5. 当社は山下 泉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2020年3月31日現在のものです。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 早野 均氏は辞任され、また、監査役 皆川芳嗣氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



候補者  
番号

1

ふく だ あき ひさ  
**福田 晃久**

新任

(1957年4月16日生)

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2014年6月	取締役(現任)
2010年6月	執行役員	2015年10月	木材建材事業本部長 委嘱
2011年4月	常務執行役員	2020年4月	執行役員(現任)

所有する当社株式数

15,500株

取締役会への出席状況

15回/15回

### 監査役候補者とした理由

福田晃久氏は、取締役、経営企画・財務・情報システム等の担当執行役員、木材建材事業本部長等を歴任するなど、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。これらの経験を活かし、監査役として当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことができるものと判断し、選任をお願いするものであります。



候補者  
番号

みな がわ よし つぐ  
**皆川 芳嗣**

(1954年4月27日生)

2

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年4月	農林省(現 農林水産省) 入省	2015年8月	同省 顧問
2010年7月	同省 林野庁長官	2016年3月	同省 顧問 退任
2012年9月	同省 農林水産事務次官	2016年6月	当社社外監査役(現任)

所有する当社株式数

0株

取締役会への出席状況

14回/15回

監査役会への出席状況

15回/15回

[重要な兼職の状況]

株式会社農林中金総合研究所 理事長

社外監査役候補者とした理由

皆川芳嗣氏は、林野行政を始めとした農林水産分野における豊富な経験と高い見識を当社の監査業務に活かしているものと判断し、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役候補者に関する特記事項

1. 皆川芳嗣氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 当社は、皆川芳嗣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 皆川芳嗣氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は皆川芳嗣氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2020年3月31日現在のものです。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期の取締役賞与につきましては、当期業績等を総合的に勘案し、当期末時点の取締役10名のうち社外取締役を除く8名に対して、総額1億4,300万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上



## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、米国と中国における通商摩擦の影響により中国では景気が緩やかに減速しましたが、米国において好調な雇用環境等を背景に景気が回復したことにより、全体としては緩やかに回復しました。わが国経済は、輸出や生産に弱さがみられたものの、雇用情勢や所得環境の改善等により、緩やかに回復しました。しかし、本年初めからの新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の経済活動が抑制されており、景気の先行きが極めて厳しい状況となりました。

当社グループと関係が深い住宅市場に関しましては、国内において、消費税増税の反動減の影響のほか、金融機関による融資厳格化等から貸家の着工が大幅に減少したことにより、新設住宅着工戸数は前期より減少しました。また、当社グループが事業を展開している米国では、好調な雇用環境や住宅ローン金利の低下により、市場は堅調に推移しました。豪州では、住宅価格の調整局面が続いたことや住宅ローン審査の厳格化の影響等から、市場は低迷しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、当期を初年度とする3年間の「中期経営計画2021」をスタートさせ、最終年度となる第82期に売上高1兆2,600億円、経常利益850億円（退職給付会計に係る数理計算上の差異を除く）、ROE10%以上を目指すこととしました。また、本中期経営計画の基本方針として、「更なる成長に向けた未来志向の事業戦略の推進」、「持続的な成長に向けた経営基盤の強化」、「木を活かす研究開発・技術革新の加速」、「事業とESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みの一体化推進」の4つのテーマを掲げ、経営基盤の強化と未来に向けた事業のさらなる推進を図っていくこととしました。当期は、米国において戸建住宅事業や集合住宅及び商業複合施設の開発等を行う不動産開発事業をより一層推進したほか、豪州において事業エリアの拡大、東南アジアで不動産開発プロジェクトに参画する等、当社グループの更なる成長に向けた事業の推進に注力しました。また、昨年9月、当社グループの研究開発拠点である筑波研究所において、木造の新研究棟が竣工しました。新研究棟は「W350計画（※）」の研究拠点として、木の価値を高める多くの新技術を採用しました。

※高さ350mの木造超高層建築物を中核とした環境木化都市の実現を目指す研究技術開発構想

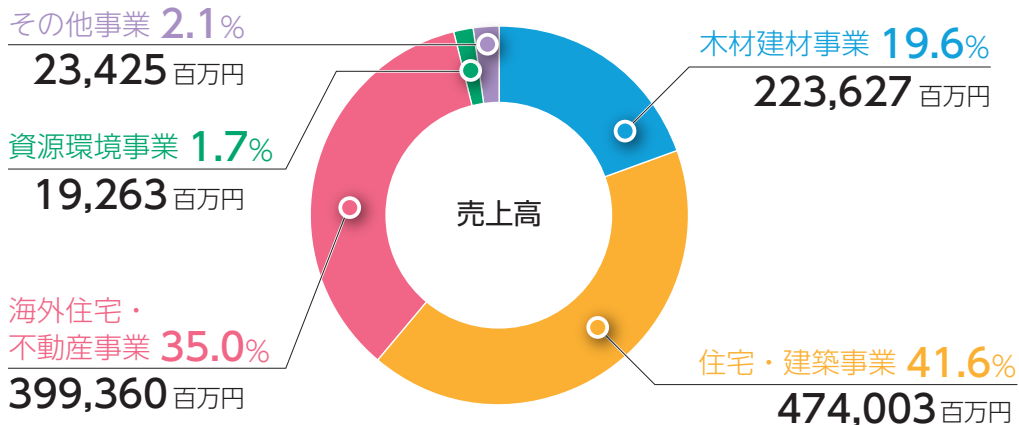
その結果、売上高は1兆1,040億94百万円（前期比15.6%減）、営業利益は513億77百万円（同4.3%増）、経常利益は588億24百万円（同14.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は278億53百万円（同4.5%減）となりました。なお、退職給付会計に係る数理計算上の差異については、前期はマイナス34億10百万円、当期はマイナス25億72百万円となり、数理計算上の差異を除いた経常利益は、前期の548億46百万円に対して、当期が613億96百万円と11.9%の増益となりました。

事業部門別の概況は、次のとおりです。

なお、事業部門につきましては、前期まで「木材建材事業」、「住宅・建築事業」、「海外住宅・不動産事業」、「その他事業」としていましたが、当期より「木材建材事業」、「住宅・建築事業」、「海外住宅・不動産事業」、「資源環境事業」、「その他事業」の事業部門に変更しています。以下の前期比較については、前期の数値を変更後の事業部門に組み替えた数値で比較しています。また、各事業部門の売上高には、事業部門間の内部売上高を含めています。

## 部門別の状況

### ■ (ご参考) 売上高構成比



### ■ 事業部門別売上高

部 門	第79期 (2018/4～2019/3)		第80期 (2019/4～2020/3)		前期比増減率
	金 額	構成比	金 額	構成比	
■ 木材建材事業	487,091	36.2%	223,627	19.6%	△54.1%
■ 住宅・建築事業	452,839	33.6%	474,003	41.6%	4.7%
■ 海外住宅・不動産事業	364,878	27.1%	399,360	35.0%	9.5%
■ 資源環境事業	19,526	1.5%	19,263	1.7%	△1.3%
■ その他事業	22,272	1.7%	23,425	2.1%	5.2%
計	1,346,605	100.0%	1,139,678	100.0%	△15.4%
調整額	△37,712	—	△35,584	—	—
合 計	1,308,893	—	1,104,094	—	△15.6%

(注) 調整額により、特定の事業部門に区分できない管理部門等における売上高を含め、事業部門間の内部売上高を消去しています。

## ● 木材建材事業

売上高

2,236億27百万円

前期比 △54.1%

経常利益

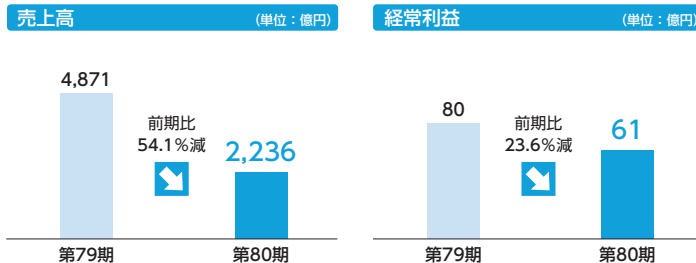
60億95百万円

前期比 △23.6%



流通事業におきましては、取引先の事業形態に応じた営業体制に再編成することにより、取引先との連携強化をより一層推進しました。また、住宅市場に依存しない事業ポートフォリオを構築し多様な収益源を確保することを目的として、国産材の輸出拡大、発電用木質燃料用材の取扱拡大、非住宅建築市場への取組強化等に注力するとともに、引き続き森林認証材や持続生産可能な植林木を使用した環境配慮型商品の拡販に取り組みました。しかしながら、国内の輸入合板市場が低迷し販売数量が減少したこと等により、業績は伸び悩みました。なお、収益認識に関する会計基準等を適用したことにより、売上高は前期より2,554億1百万円減少しました。

製造事業におきましては、国内において、当社グループ向けの階段材やフロア材等の建材販売が好調であったことから、業績は堅調に推移しました。ニュージーランドにおいては、主に日本向けのMDF（中密度繊維板）の販売が減少したほか、製造コストが上昇したことにより、業績は伸び悩みました。



## ●住宅・建築事業

売上高

4,740億 3百万円  
前期比 +4.7%

経常利益

225億 70百万円  
前期比 +4.5%



戸建注文住宅事業におきましては、一次取得者層に対して、土地をお探しのお客様へのきめ細やかな提案を引き続き強化したほか、エネルギー消費量が正味ゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）仕様の住宅の受注拡大に注力しました。また、前期に積み上がった受注について当期に着実に工事を進めたことにより、業績は前期を上回りました。なお、当期より収益認識に関する会計基準等の適用に伴い、全ての工事契約について、一定の期間にわたり収益を認識する方法（工事進行基準）に変更しています。

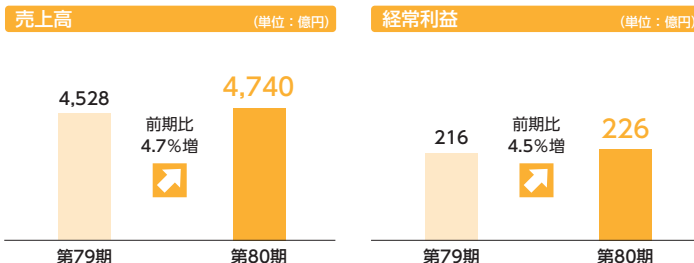
賃貸住宅事業におきましては、屋根、外壁等に高い耐久性を持つ外装材を採用し、建物のデザイン性を高めた賃貸住宅「Forest Maison CARRE（フォレストメゾン・カレ）」を発売する等、受注拡大に取り組みましたが、貸家市場の減速等により、業績は伸び悩みました。

リフォーム事業におきましては、当社グループオリジナルの耐震・制震工法等に基づく高い技術力を活かした耐震リフォームの受注拡大に注力しましたが、消費税増税の反動減の影響等により、業績は伸び悩みました。

分譲住宅事業におきましては、東京、大阪、名古屋に設置している支社を中心に組織体制を強化し、三大都市圏での事業拡大に注力した結果、仕入・販売ともに堅調に推移しました。

木化事業におきましては、当期は商業用店舗兼事務所建物、保育所施設を竣工する等、引き続き非住宅物件の木造化・木質化を推進しました。

なお、当社は、非住宅事業のさらなる強化を図るべく、昨年7月に株式会社丸井グループで内装施工事業等を行う子会社の株式を一部取得し、持分法適用関連会社としました。また、当社グループと丸井グループは、各事業での協業に向けて業務提携契約を締結し、空間プロデュース事業等に共同で取り組むこととしました。



● 海外住宅・不動産事業

売上高

3,993億60百万円

前期比 +9.5%

経常利益

345億41百万円

前期比 +33.8%

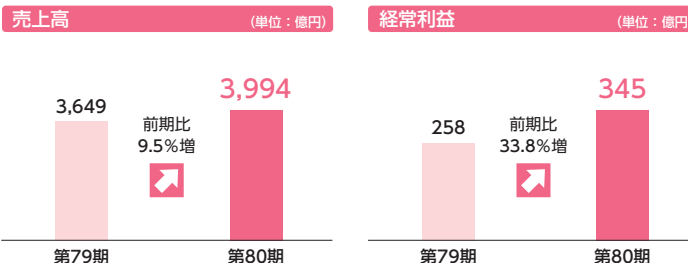


海外における戸建住宅事業におきましては、米国において、当社グループが事業活動を展開しているワシントン州、ユタ州、テキサス州、メリーランド州、ノースカロライナ州等の地域では、住宅市場が堅調に推移しました。その結果、米国全体の引渡戸数は前期より増加し、業績は好調に推移しました。ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州及びクイーンズランド州等で事業を展開している豪州においては、低調な住宅市場を背景に引渡戸数が前期より減少し、業績は伸び悩みました。

米国における不動産開発事業におきましては、集合住宅及び商業複合施設の売却を順調に進めたこと等により、業績は堅調に推移しました。

東南アジアにおいては、ベトナム、インドネシア、タイにおいて、取組中の戸建住宅及び分譲マンションプロジェクトを着実に進めました。

なお、昨年12月に戸建住宅事業を行うScott Park Group Pty Ltd.（本社：豪州西オーストラリア州）を連結子会社とし、豪州西部エリアに新たに進出しました。また、戦略的パートナーである株式会社熊谷組と本年1月に合併会社を設立し、インドネシアのジャカルタにおいて、不動産開発事業に着手することとしました。



## ● 資源環境事業

売上高

192億63百万円

前期比 △1.3%

経常利益

35億51百万円

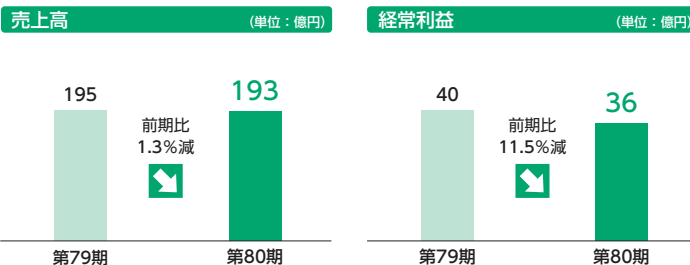
前期比 △11.5%



バイオマス発電事業におきましては、北海道紋別市ほか全国3か所に所在する各発電事業所が安定的に稼働したことから、業績は堅調に推移しました。

海外における植林事業におきましては、当社グループが事業を展開するニュージーランド南島ネルソン地区において、昨年2月に発生した山火事の影響等で植林木の販売数量が減少したことにより、業績は伸び悩みました。

なお、国内における山林経営におきましては、林業経営の効率化に取り組むとともに、昨年4月より開始された森林経営管理制度に関して、同年9月に山口県長門市と、同年12月に長野県と林業・木材産業分野における連携協定を締結する等、市町村向けのコンサルティング事業の推進に取り組みました。



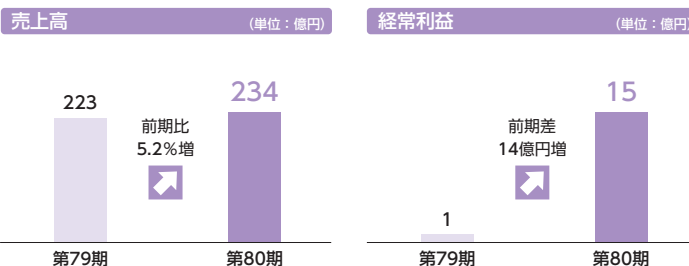
●その他事業

売上高

234億25百万円  
前期比 +5.2%

経常利益

14億84百万円  
前期差 +14億0百万円



当社グループは、上記事業のほか、有料老人ホーム運営事業、住宅顧客等を対象とする保険代理店業等の各種サービス事業等を行っています。また、株式会社熊谷組に係る持分法による投資利益も含まれます。



## (2) 設備投資の状況

設備投資の総額は379億3百万円です。主な設備投資として、サービス付き高齢者向け住宅の建設、米国での集合住宅及び商業複合施設の開発、国内外における住宅展示場の新設・建替え及びソフトウェアの開発等を行いました。

## (3) 資金調達の状況

2019年12月6日に第9回無担保社債100億円及び第10回無担保社債100億円をそれぞれ発行しました。

なお、当社は安定的な資金調達手段の確保及び将来の資金需要への対応力向上を目的に、引き続き総額220億円のコミットメントライン（特定融資枠）を複数の金融機関との間で設定しています。

#### (4) 対処すべき課題

##### 今後の見通し

今後の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の経済活動が引き続き抑制されており、景気が大幅に減速することが見込まれますが、その影響等については相当な不確実性が存在しているため、予断を許さない状況が続くものと考えられます。わが国経済につきましても、同感染症の影響により個人消費や企業収益の減少が見込まれ、景気は急激に悪化し、極めて厳しい状況が続くものと考えられます。

##### 新型コロナウイルス感染症への対応

当社は、お客様・お取引先や当社グループの従業員とその家族を始めとする、ステークホルダーの皆様の安全確保を最優先とし、感染の拡大予防に向けた施策を当社グループ一丸となって実行してまいります。財務については、手元資金の積み増しを図り、中期的な資金の安定性を確保してまいります。また、投資判断をより慎重に行いつつ、想定外のリスクの発生や不測の事態に対応すべく、機動的に資金を調達できる体制を構築してまいります。

##### 事業部門別の今後の見通し

新型コロナウイルス感染症の影響により、主要国で外出自粛制限が出されるなど世界的に経済活動が制約を受けており、消費者マインドが急速に悪化していることから、住宅・建築事業及び海外住宅・不動産事業における戸建住宅等の受注・販売は低迷するものと推測されます。また、木材建材事業においても、市場の減速により、厳しい事業環境が続く見込みであります。このような状況ではありますが、各事業部門において次の施策を着実に実行してまいります。

木材建材事業におきましては、流通事業において、持続可能な木材調達に関するサプライチェーンを活用し、森林認証材等の環境配慮型商品の拡販、発電用木質燃料用材の取扱拡大、国産材の輸出拡大、非住宅建築市場への取組強化に引き続き注力してまいります。製造事業においては、流通事業との連携によるマーケティングを一層強化し、製販一体化を進めることで、顧客ニーズに対応した付加価値の高い商品開発に努め、収益性向上を図ってまいります。

住宅・建築事業におきましては、主力の戸建注文住宅事業において、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）仕様の住宅や防災力を高めた住宅の受注活動に注力するとともに、WEBを活用した営業活動や新型コロナウイルス感染拡大を受け高まる在宅ニーズに対応した住宅の提案に取り組んでまいります。リフォーム事業においては、昨年9月に公表いたしました、子会社の戸建住宅の増築工事における建築基準法令への不適合に対して、今回の事態を厳粛に受け止め、今後の信頼回復に向けた再発防止に当社グループを挙げて努めてまいります。

海外住宅・不動産事業におきましては、米国及び豪州での戸建住宅事業においてWEB等を積極的に活用するとともに、地域ごとの販売戦略に基づいた営業活動により引渡戸数の増加に注力するほか、米国における不動産開発事業において収益の安定化に向けた体制を引き続き構築してまいります。また、不動産投資リスクに関しては、社内規程に基づき、販売用不動産の在庫状況を定期的に確認することや保有不動産の価値を的確に予測すること等のモニタリングを適正に実施し、市況に応じた機動的な対応が可能となるようにより一層努めてまいります。

資源環境事業におきましては、バイオマス発電事業において、各発電事業所の安定的な稼働により収益を継続的に確保するとともに、再生可能エネルギー発電事業の検討をさらに進めてまいります。また、ニュージーランドやインドネシア等でサステナブル（持続可能）な植林事業を引き続き推進してまいります。

当社グループは、以上の取り組みとともに、社会の変化を見据え、ステークホルダーの声に耳を傾けながら、コーポレート・ガバナンスを充実させ、環境共生、お客様満足の向上、人権・多様性尊重、リスク管理・法令遵守に関する取り組みを強化するほか、国際連合が国際社会共通の目標として定めたSDGs（持続可能な開発目標）の達成にも積極的に貢献するなど、企業に求められる社会的責任を果たしてまいります。なお、気候変動に伴う自然災害の増加や激甚化を始めとする地球環境問題に対しては、科学的根拠に準拠した温室効果ガス排出量の削減目標であるSBT（Science Based Targets）や事業で使用する電力の100%再生可能エネルギー化を目指すRE100を着実に実行してまいります。

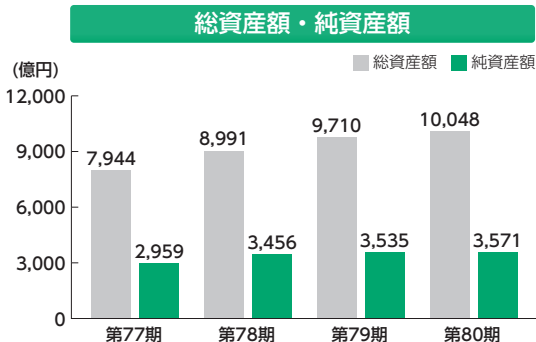
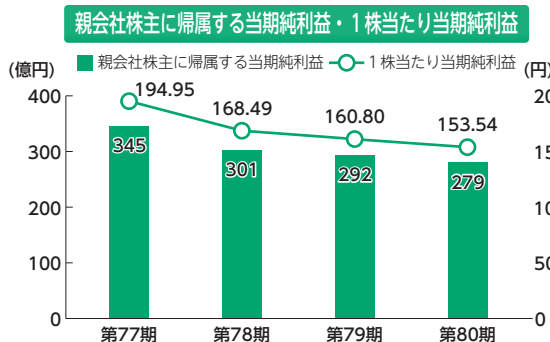
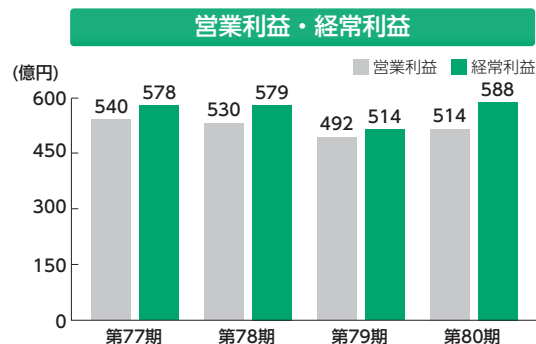
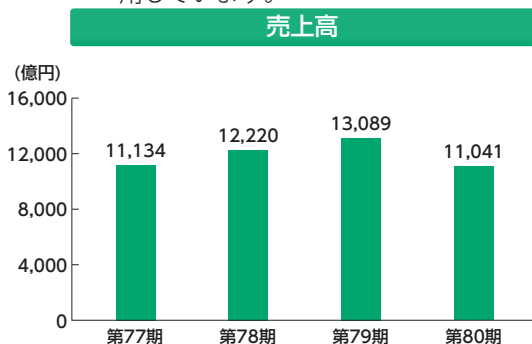
また、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えて、ITを活用した営業手法の導入や、リモートワークの推進等による働き方改革を図っていくなど、時代の変化に機敏に対応すると同時に感染症拡大や巨大地震等の災害への備えも強化しながら、新しい事業体制の構築を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (2016/4~2017/3)	第78期 (2017/4~2018/3)	第79期 (2018/4~2019/3)	第80期 (2019/4~2020/3)
売上高 (百万円)	1,113,364	1,221,998	1,308,893	1,104,094
営業利益 (百万円)	53,989	53,021	49,247	51,377
経常利益 (百万円)	57,841	57,865	51,436	58,824
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	34,532	30,135	29,160	27,853
1株当たり当期純利益 (円)	194.95	168.49	160.80	153.54
総資産額 (百万円)	794,360	899,120	970,976	1,004,768
純資産額 (百万円)	295,857	345,639	353,489	357,064

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定には期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）を用いています。  
 2. 第80期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しています。



**(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)**

当社グループは、山林事業を礎に、主に以下の事業活動を国内外で行っています。

部 門	主 要 な 事 業 内 容
木 材 建 材 事 業	木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等
住 宅 ・ 建 築 事 業	戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負、都市緑化事業、CAD・敷地調査等
海外住宅・不動産事業	海外における、分譲住宅等の販売、戸建住宅の建築工事の請負、集合住宅・商業複合施設の開発等
資 源 環 境 事 業	バイオマス発電事業、植林事業等
そ の 他 事 業	有料老人ホームの運営事業、保険代理店業、土木・建築工事の請負等

**(7) 主要な事業所及び重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)**

## ①当社

本 社 東京都千代田区  
支 店 等

部 門	事 業 所
木 材 建 材 事 業	東京営業部、大阪営業部、中部営業部（名古屋）、北海道、東北（仙台）、中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡） 他8営業所
住 宅 ・ 建 築 事 業	東京支社、関西支社、東海支社、池袋、東京東、城南、東京中央、東京西、多摩、東京南、横浜、横浜北、神奈川西、湘南、千葉、柏、成田、埼玉、埼玉東、埼玉西、群馬、宇都宮、水戸、つくば、甲府、信州、新潟、仙台、盛岡、山形、福島、札幌、大阪、大阪北、大阪南、京都、滋賀、和歌山、奈良、神戸、姫路、広島、福山、岡山、山口、松山、高松、福岡、西九州、大分、熊本、鹿児島、名古屋、名古屋中央、名古屋南、岡崎、豊橋、静岡、静岡東、浜松、三重、岐阜、北陸、富山、福井、建築デザイン室 他28営業所

研究所等 筑波研究所、新居浜事業所（愛媛） 他4事業所

②重要な子会社

会社名	事業所	資本金	出資比率	主要な事業内容	
住友林業クレスト株式会社	本社	愛知県名古屋市 百万円 800	%	100.0	木質加工建材・住宅設備機器の製造・販売
	工場				
住友林業レジデンシャル株式会社	本社	東京都新宿区	150	100.0	賃貸住宅等の管理・運営
住友林業緑化株式会社	本社	東京都中野区	200	100.0	住宅の外構・造園工事の請負、都市緑化事業、樹木等の販売、農園芸用資材の製造・販売
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	本社	東京都新宿区	75	100.0	「住友林業の家」の建築工事の請負
住友林業ホームテック株式会社	本社	東京都千代田区	100	100.0	戸建住宅・集合住宅等のリフォーム、「住友林業の家」のアフターメンテナンス
紋別バイオマス発電株式会社	本社	北海道紋別市	490	51.0	電力の供給
Crescent Communities, LLC	本社	米国 ノースカロライナ州	千米ドル 198,349	100.0 (100.0)	集合住宅・商業複合施設の開発
Nelson Pine Industries Ltd.	本社	ニュージーランド ネルソン	千米ドル 45,500	100.0 (100.0)	MDF (中密度繊維板)・LVL (単板積層材) の製造・販売
	工場				
Henley Arch Unit Trust	本社	豪州 ビクトリア州	千米ドル 42,315	69.3 (69.3)	戸建住宅の建築工事の請負、分譲住宅の販売
Henley Arch Pty Ltd.			千米ドル 10	69.3 (69.3)	
Edge Utah HoldCo, LLC	本社	米国 ユタ州	千米ドル 27,525	70.0 (70.0)	分譲住宅の販売
MainVue Homes LLC	本社	米国 ワシントン州	千米ドル 21,224	63.2 (63.2)	分譲住宅の販売
DRB Enterprises, LLC	本社	米国 メリーランド州	千米ドル 49	92.4 (92.4)	分譲住宅の販売
Gehan Homes, Ltd.	本社	米国 テキサス州	千米ドル 1	100.0 (100.0)	分譲住宅の販売
Bloomfield Homes, L.P.	本社	米国 テキサス州	—	65.0 (65.0)	分譲住宅の販売

- (注) 1. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。  
 2. 出資比率欄 ( ) 内の数字は、当社の子会社による出資比率を内数で表示しています。  
 3. Crescent Communities, LLCは、2019年7月18日付で、Crescent Communities II, LLCから商号を変更いたしました。  
 4. Henley Arch Unit Trust及びHenley Arch Pty Ltd.の2社は、オーストラリア法上、一体で事業を行っています。  
 5. Bloomfield Homes, L.P.は、米国法上のLimited Partnershipであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金を記載していません。

## (8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

## ①企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
木 材 建 材 事 業	6,258名	△441名
住 宅 ・ 建 築 事 業	8,853	193
海外住宅・不動産事業	2,485	334
資 源 環 境 事 業	289	18
そ の 他 事 業	1,127	57
全 社 (共 通)	320	12
合 計	19,332	173

- (注) 1. 事業部門については、前期まで「木材建材事業」、「住宅・建築事業」、「海外住宅・不動産事業」、「その他事業」としていましたが、当期より「木材建材事業」、「住宅・建築事業」、「海外住宅・不動産事業」、「資源環境事業」、「その他事業」に変更しています。事業部門の変更に伴い、前期末比増減については、前期末時点の従業員数を変更後の事業部門に組み替えた人数で比較していません。
2. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。
3. 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しています。
4. 全社（共通）の従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等の所属人数の合計を表示しています。

## ②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4,914名	90名	42.5歳	15.2年

- (注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	22,876
Texas Capital Bank, National Association	16,473
Wells Fargo Bank, National Association	13,425
三井住友信託銀行株式会社	10,330
株式会社みずほ銀行	9,762
Fifth Third Bank	9,173
株式会社日本政策金融公庫	6,376
株式会社三菱UFJ銀行	6,092
北海道	5,400
農林中央金庫	5,380

百万円

(注) 連結子会社については、各社の事業年度末日現在の実績を集計しています。外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しています。



## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 182,752,036株 (自己株式286,358株を含む)  
 (注) 発行済株式の総数は、譲渡制限付株式報酬としての普通株式の発行により40,600株、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の行使により12,800株、それぞれ増加しました。
- (3) 株主数 10,780名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 単元株主数 9,802名
- (6) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,861 <sup>千株</sup>	7.0 <sup>%</sup>
住友金属鉱山株式会社	10,110	5.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,803	5.3
株式会社伊予銀行	5,849	3.2
株式会社熊谷組	5,197	2.8
住友商事株式会社	4,383	2.4
住友生命保険相互会社	4,227	2.3
株式会社百十四銀行	4,197	2.3
株式会社三井住友銀行	3,536	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	3,535	1.9

- (注) 1. 持株数及び持株比率については、表示単位未滿を切り捨てて表示しています。  
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて算出しています。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	矢 野 龍	ダイキン工業株式会社 社外監査役
※取締役社長(執行役員社長)	市 川 晃	
※取 締 役(執行役員副社長)	笹 部 茂	資源環境事業本部 統轄、海外住宅・不動産事業本部長
※取 締 役(執行役員副社長)	佐 藤 建	総務・人事・ITソリューション・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当、株式会社熊谷組 監査役
取 締 役(専務執行役員)	和 田 賢	生活サービス本部 統轄、TOP2020推進・秘書・渉外担当
取 締 役(専務執行役員)	光 吉 敏 郎	住宅・建築事業本部長
取 締 役(常務執行役員)	福 田 晃 久	木材建材事業本部長
取 締 役(常務執行役員)	川 田 辰 己	経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・サステナビリティ推進 担当
取 締 役	平 川 純 子	弁護士、株式会社東京金融取引所 社外取締役、日立建機株式会社 社外取締役
取 締 役	山 下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役
*常任監査役	早 野 均	
*監 査 役	東 井 憲 彰	
監 査 役	皆 川 芳 嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長
監 査 役	鐵 義 正	公認会計士、大和自動車交通株式会社 社外監査役
監 査 役	松 尾 眞	弁護士、株式会社カプコン 社外取締役 (監査等委員)、ソレイジア・ファーム株式会社 社外監査役

- (注) 1. ※は代表取締役です。また、\*は常勤の監査役です。  
 2. 取締役 平川純子及び山下 泉の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 3. 監査役 皆川芳嗣、鐵 義正及び松尾 眞の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 4. 当社は、取締役 平川純子及び山下 泉の両氏並びに監査役 皆川芳嗣、鐵 義正及び松尾 眞の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。  
 5. 監査役 鐵 義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 6. 各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

《ご参考》2020年4月1日現在の取締役、監査役及び執行役員の様子は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		2020年3月31日現在	2020年4月1日現在
※取締役会長	市 川 晃	—	—
※取締役社長 執行役員社長	光 吉 敏 郎	住宅・建築事業本部長	—
※取 締 役 執行役員副社長	笹 部 茂	資源環境事業本部 統轄、 海外住宅・不動産事業本部長	資源環境事業本部 管掌、 木材建材事業本部長
※取 締 役 執行役員副社長	佐 藤 建	総務・人事・ITソリューション・ 知的財産・内部監査・筑波研究所 担当、 株式会社熊谷組 監査役	生活サービス本部 管掌、 総務・秘書・渉外・人事・ ITソリューション・知的財産・ 内部監査・筑波研究所 担当、 株式会社熊谷組 監査役
取締役相談役	矢 野 龍	ダイキン工業株式会社 社外監査役	同左
取 締 役 常務執行役員	川 田 辰 己	経営企画・財務・ コーポレート・コミュニケーション・ サステナビリティ推進 担当	住宅・建築事業本部 管掌、 経営企画・財務・ コーポレート・コミュニケーション・ サステナビリティ推進 担当
取 締 役 執行役員	和 田 賢	生活サービス本部 統轄、 TOP2020推進・秘書・渉外 担当	社長付
取 締 役 執行役員	福 田 晃 久	木材建材事業本部長	社長付
取 締 役	平 川 純 子	弁護士、 株式会社東京金融取引所 社外取締役、 日立建機株式会社 社外取締役	同左
取 締 役	山 下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役	同左
*常任監査役	早 野 均	—	—
*監 査 役	東 井 憲 彰	—	—
監 査 役	皆 川 芳 嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長	同左
監 査 役	鐵 義 正	公認会計士、 大和自動車交通株式会社 社外監査役	同左
監 査 役	松 尾 眞	弁護士、 株式会社カプコン 社外取締役（監査等委員）、 ソレイジア・ファーム株式会社 社外監査役	同左

- (注) 1. ※は代表取締役です。また、\*は常勤の監査役です。  
2. 監査役 松尾 眞氏は、2020年4月6日付で、大正製薬ホールディングス株式会社の仮監査役（社外監査役）に就任されています。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		2020年3月31日現在	2020年4月1日現在
常務執行役員	関 本 暁	資源環境事業本部長	同左
常務執行役員	徳 永 完 平	住友林業ホームテック株式会社 取締役社長	同左
常務執行役員	川 村 篤	北米事業 担当、 海外住宅・不動産事業本部副本部長	海外住宅・不動産事業本部長
常務執行役員	桧 垣 隆 久	生活サービス本部長	住友林業レジデンシャル株式会社 取締役社長
常務執行役員	高 桐 邦 彦	住友林業レジデンシャル株式会社 取締役社長	生活サービス本部長
常務執行役員	高 橋 郁 郎	住宅・建築事業本部副本部長 (人財開発・市場開発・技術商品開発 統括)、 同本部営業推進部長、同本部設計推進部長	住宅・建築事業本部長
執行役員	町 野 良 治	住友林業クレスト株式会社 取締役社長	同左
執行役員	田 伏 正 幸	木材建材事業本部副本部長	木材建材事業本部長付
執行役員	沼 崎 秋 生	住宅・建築事業本部副本部長 (資材開発・生産統括・品質保証 統括)	同左
執行役員	西 周 純 子	働き方改革・女性活躍推進 担当、 人事部働きかた支援室長	同左
執行役員	清 水 孝 一	ITソリューション部長	同左
執行役員	堀 田 一 隆	木材建材事業本部副本部長、 同本部製造部長	同左
執行役員	細 谷 洋 一	木材建材事業本部副本部長、 同本部産業資材営業部長、 同本部国際流通部長	木材建材事業本部副本部長、 同本部国際流通部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としています。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	総 額
取 締 役	10 名	541 百万円
監 査 役	5	79
合 計	15	620

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません。
2. 取締役の報酬等の総額には、第80期定時株主総会において決議予定の取締役賞与総額1億43百万円を含んでいます。
3. 取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）8名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用38百万円を含んでいます。
4. 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりです。
- (1) 取締役の例月報酬の限度額は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議されています。
  - (2) 取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する報酬の限度額は、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています。
  - (3) 監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	平 川 純 子	当期開催の取締役会15回全てに出席し、主に法律の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。
取 締 役	山 下 泉	当期開催の取締役会15回全てに出席し、主に経験豊富な企業経営者の観点から、適宜発言を行っています。
監 査 役	皆 川 芳 嗣	当期開催の取締役会15回のうち14回に、また監査役会15回全てに出席し、主に農林水産分野における豊富な行政経験に基づき、適宜発言を行っています。
監 査 役	鐵 義 正	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会15回全てに出席し、主に会計の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。
監 査 役	松 尾 眞	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会15回全てに出席し、主に法律の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。

(注) 当期は、上記の取締役会のほか、会社法第370条に定める取締役会のみなし決議を1回実施していません。

② 報酬等の総額

人 員	総 額
5 名	55 百万円

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
①当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査又は証明業務）に係る報酬等の額	93 百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	138

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額を記載しています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制の整備・運用評価に関する助言業務及び社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っています。
4. 当社の重要な子会社のうち、Crescent Communities, LLC、Nelson Pine Industries Ltd.、Henley Arch Unit Trust、Edge Utah HoldCo, LLC、MainVue Homes LLC、DRB Enterprises, LLC、Gehan Homes, Ltd.及びBloomfield Homes, L.P.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意を得て、監査役会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定を受け、取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に附議します。

(以上の事業報告における記載数値は、注記がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入して)表示しています。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
<b>流動資産</b>	<b>636,059</b>	<b>流動負債</b>	<b>362,892</b>
現金及び預金	92,774	支払手形及び買掛金	109,179
受取手形及び売掛金	123,030	工事未払金	83,281
完成工事未収入金	34,766	短期借入金	39,403
有価証券	3,658	リース債務	495
商品及び製品	18,949	未払法人税等	4,862
仕掛品	1,254	未成工事受入金	35,224
原材料及び貯蔵品	8,188	賞与引当金	15,337
未成工事支出金	14,164	役員賞与引当金	143
販売用不動産	66,734	完成工事補償引当金	5,388
仕掛販売用不動産	185,405	資産除去債務	857
短期貸付金	20,461	その他	68,721
未収入金	46,377		
その他	20,845	<b>固定負債</b>	<b>284,811</b>
貸倒引当金	△545	社債	90,000
		新株予約権付社債	10,070
<b>固定資産</b>	<b>368,709</b>	長期借入金	120,537
<b>有形固定資産</b>	<b>179,446</b>	リース債務	7,986
建物及び構築物	58,436	繰延税金負債	6,262
機械装置及び運搬具	25,362	役員退職慰労引当金	125
土地	39,603	退職給付に係る負債	22,574
林木	34,243	資産除去債務	1,378
リース資産	7,073	その他	25,880
建設仮勘定	9,399		
その他	5,330	<b>負債合計</b>	<b>647,704</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>22,474</b>	(純資産の部)	
のれん	7,588	<b>株主資本</b>	<b>307,282</b>
その他	14,886	資本金	32,786
		資本剰余金	21,290
<b>投資その他の資産</b>	<b>166,789</b>	利益剰余金	255,545
投資有価証券	137,845	自己株式	△2,339
長期貸付金	4,165	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>15,215</b>
退職給付に係る資産	92	その他有価証券評価差額金	16,842
繰延税金資産	5,983	繰延ヘッジ損益	2,531
その他	19,564	為替換算調整勘定	△4,240
貸倒引当金	△860	退職給付に係る調整累計額	82
		<b>新株予約権</b>	<b>120</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>34,448</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>357,064</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,004,768</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,004,768</b>



# 連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,104,094
売上原価	861,405
売上総利益	242,689
販売費及び一般管理費	191,312
営業利益	51,377
営業外収益	13,485
受取利息	451
仕入割引	365
受取配当金	1,552
持分法による投資利益	8,097
その他	3,020
営業外費用	6,038
支払利息	2,706
売上割引	693
為替差損	101
その他	2,538
経常利益	58,824
特別利益	105
固定資産売却益	102
投資有価証券売却益	3
特別損失	3,811
固定資産売却損	35
固定資産除却損	227
投資有価証券評価損	1,943
関係会社整理損	53
関係会社清算損	212
持分変動損失	111
減損損失	389
災害による損失	840
税金等調整前当期純利益	55,118
法人税、住民税及び事業税	16,730
法人税等調整額	△477
当期純利益	38,865
非支配株主に帰属する当期純利益	11,013
親会社株主に帰属する当期純利益	27,853

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
<b>流動資産</b>	<b>352,530</b>	<b>流動負債</b>	<b>281,425</b>
現金及び預金	59,148	支払手形	19,237
受取手形	43,604	買掛金	71,600
売掛金	64,735	工事未払金	92,746
完成工事未収入金	27,562	1年内返済予定の長期借入金	5,521
有価証券	3,658	リース債務	476
商品及び製品	12,783	未払金	6,647
未成工事支出金	6,929	未払法人税等	1,284
販売用不動産	27,257	未払消費税等	70
仕掛販売用不動産	11,938	未払費用	1,163
前渡金	979	前受金	13,479
前払費用	1,448	未成工事受入金	24,515
短期貸付金	20,000	預り金	34,538
関係会社短期貸付金	5,836	前受収益	236
未収入金	67,075	賞与引当金	6,920
その他	73	役員賞与引当金	143
貸倒引当金	△493	完成工事補償引当金	1,945
<b>固定資産</b>	<b>341,964</b>	資産除去債務	857
<b>有形固定資産</b>	<b>45,323</b>	その他	47
建物	16,368	<b>固定負債</b>	<b>159,006</b>
構築物	1,097	社債	90,000
機械及び装置	1,124	新株予約権付社債	10,070
車両運搬具	3	長期借入金	34,559
工具、器具及び備品	1,045	預り保証金	4,722
土地	12,862	リース債務	2,081
林木	9,045	退職給付引当金	12,964
リース資産	2,359	関係会社事業損失引当金	2,584
建設仮勘定	1,421	資産除去債務	1,133
<b>無形固定資産</b>	<b>6,218</b>	その他	893
電話加入権	180	<b>負債合計</b>	<b>440,431</b>
林道利用権	78	(純資産の部)	
施設利用権	1	<b>株主資本</b>	<b>234,323</b>
工業所有権	18	資本金	32,786
ソフトウェア	5,941	<b>資本剰余金</b>	<b>31,985</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>290,422</b>	資本準備金	31,726
投資有価証券	51,724	その他資本剰余金	259
関係会社株式	218,039	<b>利益剰余金</b>	<b>169,840</b>
関係会社出資金	260	利益準備金	2,857
長期貸付金	230	その他利益剰余金	166,983
従業員長期貸付金	35	特別償却準備金	24
関係会社長期貸付金	15,273	圧縮記帳積立金	1,715
破産更生債権等	768	別途積立金	154,177
長期前払費用	867	繰越利益剰余金	11,066
繰延税金資産	1,973	<b>自己株式</b>	<b>△287</b>
その他	8,802	<b>評価・換算差額等</b>	<b>19,620</b>
貸倒引当金	△7,549	その他有価証券評価差額金	17,110
		繰延ヘッジ損益	2,510
		<b>新株予約権</b>	<b>120</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>254,063</b>
<b>資産合計</b>	<b>694,494</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>694,494</b>

# 損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>売上高</b>	<b>458,862</b>
商品売上高	124,310
完成工事高	334,552
<b>売上原価</b>	<b>361,179</b>
商品売上原価	106,649
完成工事原価	254,530
<b>売上総利益</b>	<b>97,683</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>90,451</b>
<b>営業利益</b>	<b>7,232</b>
<b>営業外収益</b>	<b>13,415</b>
受取利息	248
有価証券利息	14
仕入割引	254
受取配当金	11,629
その他	1,269
<b>営業外費用</b>	<b>2,387</b>
支払利息	199
社債利息	261
売上割引	528
その他	1,399
<b>経常利益</b>	<b>18,260</b>
<b>特別利益</b>	<b>60</b>
固定資産売却益	57
投資有価証券売却益	3
<b>特別損失</b>	<b>2,741</b>
固定資産売却損	1
固定資産除却損	138
投資有価証券評価損	1,943
関係会社出資金評価損	245
関係会社株式評価損	59
関係会社清算損	105
減損損失	249
<b>税引前当期純利益</b>	<b>15,579</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>3,778</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△1,162</b>
<b>当期純利益</b>	<b>12,962</b>

(以上の連結計算書類及び計算書類における記載数値は、表示単位未満を四捨五入して表示しています。)

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

住友林業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉達也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原義勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清本雅哉	Ⓔ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友林業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友林業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

住友林業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉達也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原義勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清本雅哉	Ⓔ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友林業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制について、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、子会社の建築基準法令への不適合の問題に関しましては、原因究明、再発防止策の策定及びその実施状況について、今後も継続的に注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

### 住友林業株式会社 監査役会

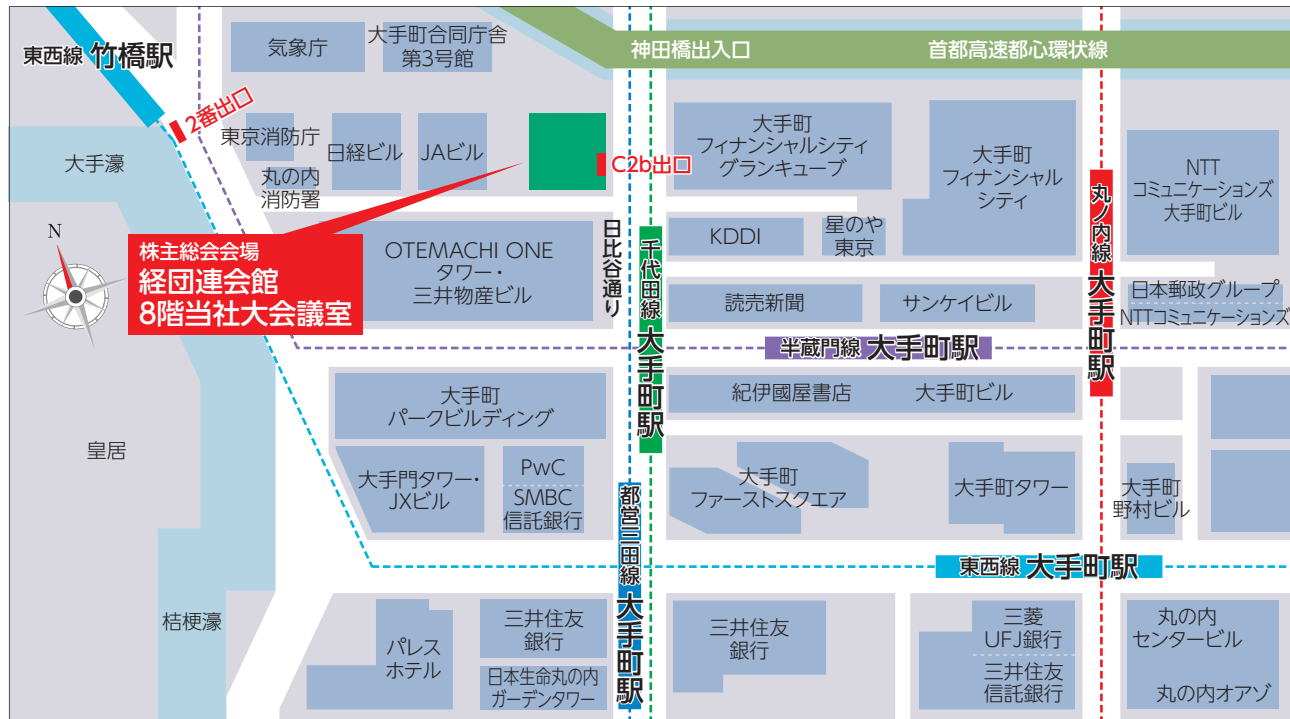
常任監査役（常勤）	早 野	均	Ⓔ
監 査 役（常勤）	東 井	憲 彰	Ⓔ
監 査 役	皆 川	芳 嗣	Ⓔ
監 査 役	鐵	義 正	Ⓔ
監 査 役	松 尾	眞	Ⓔ

※監査役 皆川芳嗣、鐵 義正及び松尾 眞の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上







## 会場

### 経団連会館 8階当社大会議室

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

## 交通機関のご案内

### 大手町駅

- 東京メトロ
  - 千代田線
  - 丸の内線
- 半蔵門線
- 東西線

- 都営地下鉄
  - 三田線

### 竹橋駅

- 東京メトロ
  - 東西線

C2b出口直結

2番出口より徒歩約5分

(お願い) ●本株主総会につきまして、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。  
●なお、会場には駐車場の用意がございませんので、お車のご来場はご遠慮ください。

